

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
		4番	川松 忠彦
5番	永井 八千代		
		8番	石田 剛士
9番	橋本 淳	10番	木村 均
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
13番	近藤 淳司		
15番	宮田 佳司	16番	横井 彰夫
		18番	竹田 八重子

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
3番	丹下 貞行	6番	杉村 由幸
7番	瀧 信義	14番	田中 倫雄
17番	小原 正広	19番	八木 章嘉

【事務局】出席者

局長	武田 一輝	主幹	大島 淳嗣
主査	山本 愛	主事	上田 哲也

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲		
----	-------	--	--

午後2時00分開会

**【事務局】**

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から令和5年第5回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、丹下委員、杉村委員、瀧委員、田中委員、小原委員、八木委員の6名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしく申し上げます。

**【会長】**

田植えの時期を迎え大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

それでは、只今から、令和5年第5回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は13人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、9番橋本委員、10番木村委員を指名いたします。

次に日程第2議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第22号農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

まず所有権移転案件になります。3ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は近隣に自己所有農地があり、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在2,361㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では200日農業に従事しています。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在6,762.31㎡の農地を経営しており、個人で年間60日、世帯では620日農業に従事しています。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は近隣に自己所有農地があり、効率的な農業ができることから申請地を取得するものです。

受人は現在541,221㎡の農地を経営しております。また、常時従事者数は3名で、年間を通じて農業に従事しており、農地を所有することのできる農地所有適格法人の要件を満たしております。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

こちらの申請は、渡人が亡くなっているため、相続財産清算人である弁護士が代理者となって申請しております。

受人は今回の申請で269㎡の農地を経営することとなり、個人で年間300日農業に従事する計画となっております。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に耕作地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得するものです。

受人は現在613,474.24㎡の農地を経営しており、個人で年間300日、世帯では1280日農業に従事しています。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらにつきましては、登記地目は田ですが、現況は畑になります。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在816㎡の農地を経営しており、個人で年間60日、世帯では410日農業に従事

しています。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は今回の申請で2,205.3㎡の農地を経営することとなり、個人で年間200日農業に従事する計画となっております。

5ページをお願い致します。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

一部、登記地目は田ですが、現況は畑になります。

売買での所有権移転です。

受人は隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在10,128㎡の農地を経営しており、個人で年間300日、世帯では800日農業に従事しています。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在6,231㎡の農地を経営しており、個人で年間250日、世帯では570日農業に従事しています。

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在1,043㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では500日農業に従事しています。

番号11番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は姉弟関係であり、申請地を贈与し、後継者へ継承するものです。

受人は現在3,384㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯で年間160日農業に従事しています。

番号12番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在36㎡の農地を経営しており、個人で年間150日、世帯で年間300日農業に従事しています。

番号13番と18番につきましては、受人が同一のため、一括で説明致します。

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転、

7ページをお願い致します。

申請地 地目 面積 を朗読。

令和5年6月1日から10年間の使用貸借権の設定です。

受人は現在359㎡の農地を経営しており、個人で年間90日、世帯で年間150日農業に従事しています。

番号14番

申請地 地目 面積 を朗読。

一部、登記地目は田ですが、現況は畑になります。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在5,109㎡の農地を経営しており、個人で年間150日農業に従事しています。

6ページをお願い致します。

番号15番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、居住地の近隣で耕作の経験があり、今回の申請で農地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は個人で年間90日、世帯では150日農業に従事する計画です。

番号16番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在7,847㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯で年間150日農業に従事しています。

7ページをお願い致します。

番号17番につきましては、議案に掲載されておりますが、申請者の申し出により取り下げ致しました。

番号18番については先ほどの説明のとおりです。

8ページの総括表をお願いします。

取り下げに伴い、説明する面積等は、議案とは異なる訂正後の数値となります。

申請件数は合計17件、移動の土地は、田9筆4,581㎡、畑39筆12,388.3㎡、合計48筆17,469.3㎡です。

以上、番号1番から18番につきましては、お手元に配付してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全会一致)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

#### 【事務局】

9ページをお願いします。

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

10ページをお願い致します。

まず所有権移転の案件です。

(番号1申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号2申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは専用住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号3申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは資材置場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号4申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号5申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは分譲住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号6申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

つづきまして、11ページをお願いします。

ここから権利設定の案件になります。

(番号7申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号8申請地、地目、面積朗読。)

賃借権による権利設定です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第2種農地です。

(番号9申請地、地目、面積朗読。)

賃借権による権利設定です。

こちらは、水道管路の耐震工事を施工するにあたっての、工事用の資材置場として転用する計画となっております。こちらの申請は、一時転用であり、一時転用期間は令和5年8月1日から令和8年3月31日までです。

農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するために行うものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、許可要件を満たしております。

つづきまして、12ページの総括表をお願いいたします。

5条の申請件数は、9件 転用土地 田 4筆 2,120㎡ 畑 11筆 4,413㎡ 合計 15筆 6,533㎡です。

以上5条申請 9件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第23号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第24号 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

#### 【事務局】

総会提出議案13ページをお願い致します。

議案第24号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、農業委員会の議決を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

今月は、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する案件のみでございます。

14ページをお願い致します。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利



用権設定する農用地利用集積計画になります。

申請地 地目 面積を朗読。

賃借権の設定は24筆、使用賃借権の設定は10筆です。

賃借期間は令和5年7月1日から令和10年12月31日までが8筆、令和5年7月1日から令和15年12月31日までが26筆です。

17 ページ総括表をお願い致します。

田 31筆 26,278 m<sup>2</sup> 畑 3筆 1,203 m<sup>2</sup> 合計 34筆 27,481 m<sup>2</sup>になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議事参与の制限により、橋本委員は採決に加わることができませんので、よろしくお願ひします。

議案第24号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願ひします。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

#### 【事務局】

総会提出議案 18 ページをお願い致します。

議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、次のとおり証明願ひを受理したので、農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

19 ページをお願い致します。

番号1番

申請地 地目 面積

被相続 相続人 を朗読。

相続人は被相続人の子であります。

相続開始年月日 令和4年9月9日

番号2番

申請地 地目 面積

被相続 相続人 を朗読。

相続人は被相続人の子であります。

相続開始年月日 令和4年8月15日

これらの適用農地につきまして現地確認をした結果、適正に管理されて  
いました。

20ページ総括表をお願いいたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明は、2件

田 5筆 2,520㎡ 畑 4筆 1,416㎡ 合計 3,936㎡になります。

これらの申請については、全て特例適用要件を満たしており、支障等は  
ないものと考えます。以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、原案どおり証明することに  
賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり証明することに決しました。

次に日程第6案第26号 令和4年度の最適化活動の実施状況及び目標達成状況の点検・評  
価の決定について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

#### 【事務局】

議案書 21ページをお願いします。議案第26号令和4年度の最適化活動の実施状況及び目  
標達成状況の点検・評価の決定について

農業委員会による最適化活動の推進等について、令和4年度の最適化活動の実施状況及び  
目標達成状況の点検・評価を別紙のとおり定めるので、会長名で農業委員会の議決を求める  
ものとなります。

こちらは、農業委員会等に関する法律第37条におきまして、「農業委員会は、その運営の透

明性を確保するため、農地等の利用最適化の推進状況、その他農業委員会における事務の実施状況について点検・評価し、インターネット等を利用し適切な方法で公表しなければならない。」とされていることから議案としてお諮りするものとなります。

配布させていただいております。『令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況  
その他事務の実施状況の公表』をお願いします。

1 ページ目の「I 農業委員会の状況」として、現在の農業委員会の体制と、農家・農地等の概要として各種統計等を記入しております。

2 ページ目農業委員会の実績及び点検・評価結果としまして、 1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積についての記載をしております。

中段③実績としまして、管内の農地面積に対する、令和4年度末までに集積が行われた面積の割合は、29.9%となり、目標に対する達成率は、85.2%となりました。

田に比べて、畑の借り手が少なく畑の集積が進んでいない状況が続いています。

(2) 遊休農地の発生防止・解消 についてです

3 ページに入りまして③実績としましては、今年に緑区分（草生）、草生えを解消した面積は、17.8haで、目標に対する達成状況は、253.6%となりました。

目標を大幅に超える遊休農地が解消されたものの、新たに13.2haの遊休農地が発生したこととなり、現在、75.4haの遊休農地が市内には存在することとなります。

なお、遊休農地の把握の方法としましては、推進委員さんに年3回農地パトロールをお願いしており、確認された遊休農地を集計したものとなります。

同じく3ページ下段(3)新規参入についてです

4 ページに入りまして③実績としましては、新規就農により、7経営体、面積として2.5haとなりました。

続きまして、2 最適化活動の活動目標です

(1) 推進委員さんが行う活動としまして、一人当たり月6日程度となっております。これは、活動記録簿をつけていただいております、把握した活動記録となります。

(2) 活動強化月間の設定及び 5 ページの (3) 新規参入相談会への参加としましては、記載のとおりとなります。

農地パトロールにより把握された遊休農地の所有者等に、今後の農地の利用について、意向アンケートを行い、自作ができないと回答した所有者に対しては、農地中間管理機構へ借り受けが可能かどうかの照会を行いました。

今回提出させていただいた評価検討につきましては、目標に対して概ね期待通りの結果が得られたものと、事務局では評価しておりますが、更なる新規農業者の参入を促進し、遊休農地の減少に努めることが必要であると考えます。

最後に6ページの「Ⅲ 事務の実施状況」です。

- 1 農業委員会総会を毎月開催したこと、
- 2 農地法第3条の1年間の処理件数が、159件であったこと
- 3 調整区域内の農地転用に関する事務として、190件処理を行ったことを記載しております。
- 4 の違反転用への対応としましては、現在、市内全域での違反転用面積の把握はできておりませんが、違反転用の事案の発生が確認された場合には、早期に是正に努めてまいります。

説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第26号 令和4年度の最適化活動の実施状況及び目標達成状況の点検・評価の決定について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決定することに決しました。

次に日程第7 報告第13号 現況証明願の報告についてから日程第9 報告15号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

#### 【事務局】

それでは22ページをお願いします。

報告第13号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

23ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積

昭和50年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、24ページをお願いします。報告第14号農地法第4条及び第5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第4条及び第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の5の(6)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

25ページをお願いします。

農地法第4条第1項第8号の届出です。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。  
賃貸住宅建築による転用でございます。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。  
事務所建築による転用でございます。

26ページの総括表をお願いいたします。

申請件数 2件 畑 2筆 736㎡ 合計 2筆 736㎡です。

つづきまして27ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第7号の届出です。

まず所有権移転案件になります。

番号1番 申請地 地目 面積

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号2番 申請地 地目 面積

売買による所有権移転で、駐車場の設置による転用でございます。

つづきまして、権利設定の案件です。

28ページをお願いします。

番号3番 申請地 地目 面積

賃借権の設定による駐車場への転用でございます。

29ページ総括表をお願いします。

申請件数 3件 田 1筆 130㎡ 畑 3筆 712㎡

合計 4筆 842㎡です。

つづきまして、30ページをお願いいたします。

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

31ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため賃借権を解除します。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。  
農地売却のため、賃借権を解除します。

番号3番 申請地 地目 面積 を朗読。  
農地売却のため、賃借権を解除します。

番号4番 申請地 地目 面積 を朗読。  
農地売却のため、賃借権を解除します。

32ページの総括表をお願いします。

申請件数 4件 田 2筆 1,587㎡ 畑 8筆 3,932㎡ 合計 10筆 5,519㎡です。  
以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これをもちまして、令和5年第5回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時45分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

9番委員

橋本 淳

10番委員

木村 均